

文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程の一部を改正する規程（令和五年三月議会議長訓令第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第二条 （略） （個人識別符号） 第三条 （略） 一～五 （略） 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> 九 （略） 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号 <u>又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号</u> 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> 十二・十三 （略） 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	第一条～第二条 （略） （個人識別符号） 第三条 （略） 一～五 （略） 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> 九 （略） 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> 十二・十三 （略） 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

改正後（案）	現行
第百六十一条の二第一項に規定する<u>被保険者番号等</u> 十五～十七 （略） 第四条～第五条 （略） （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第六条 （略） 2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に規定する事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>掲げる</u>事項を通知しなければならない。 一～五 （略） 第七条～第九条 （略） （個人情報ファイル簿） 第十条 （略） 2～7 （略） 8 条例第十八条第二項第一号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）	第百六十一条の二第一項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> 十五～十七 （略） 第四条～第五条 （略） （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第六条 （略） 2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に規定する事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。 一～五 （略） 第七条～第九条 （略）。 （個人情報ファイル簿） 第十条 （略） 2～7 （略） 8 条例第十八条第二項第一号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

改正後（案）	現行
ア 区議会事務局の職員又は当該職員であった者 イ 条例第十八条第二項第一号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族 二 条例第十八条第二項第一号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項</u>を記録するもの 9 （略） 第十一条～第十八条 （略） （開示請求等における本人確認手続等） 第十九条 条例第二十条第二項、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 一 保有個人情報開示請求書、第二十八条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第三十三条に規定する保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管	ア 区議会事務局の職員又は当該職員であった者 イ 条例第十八条第二項第一号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族 二 条例第十八条第二項第一号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 （略） 第十一条～第十八条 （略） （開示請求等における本人確認手続等） 第十九条 条例第二十条第二項、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 一 保有個人情報開示請求書、第二十八条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第三十三条に規定する保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、番号利用法第二条第七項に規定する個

改正後（案）	現行
理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類 2～5 （略） （開示決定等の通知） 第二十条 条例第二十五条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三 （略） 2・3 （略） 第二十一条～第三十八条 （略） 付 則 （施行期日） 1 この訓令は、令和七年〇月〇日から施行する。 （経過措置）	人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類 2～5 （略） （開示決定等の通知） 第二十条 条例第二十五条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三 （略） 2・3 （略） 第二十一条～第三十八条 （略） 付 則

改正後（案）	現行
2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程（以下「旧規程」という。）に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 3 この訓令の施行の際、現に旧規程に規定する様式により提出された請求書であって当該請求書に係る決定がなされていないものは、この訓令による改正後の文京区議会の個人情報の保護に関する条例等施行規程に規定する様式により提出されたものとみなす。	
別記様式第1号（第9条関係）～別記様式第5号（第16条関係）（略）	別記様式第1号（第9条関係）～別記様式第5号（第16条関係）（略）
<u>別記様式第6号（第18条関係）（略）</u>	<u>別記様式第6号（第18条関係）（略）</u>
別記様式第7号（第20条関係）～別記様式第15号（第25条関係）（略）	別記様式第7号（第20条関係）～別記様式第15号（第25条関係）（略）
<u>別記様式第16号（第27条関係）（略）</u>	<u>別記様式第16号（第27条関係）（略）</u>
別記様式第17号（第28条関係）～別記様式第21号（第31条関係）（略）	別記様式第17号（第28条関係）～別記様式第21号（第31条関係）（略）
<u>別記様式第22号（第32条関係）（略）</u>	<u>別記様式第22号（第32条関係）（略）</u>
別記様式第23号（第33条関係）～別記様式第27号（第36条関係）（略）	別記様式第23号（第33条関係）～別記様式第27号（第36条関係）（略）

(表)

別記様式第6号(第18条関係)

年 月 日

文京区議会議長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒

TEL () _____

保有個人情報開示請求書

文京区議会個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 請求の趣旨(本欄の記載は任意です。)

--

(裏)

3 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

(1) 事務室における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴・聴取
＜実施の希望日＞ 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。

4 本人確認等

以下の(1)から(5)までの項目のうち、該当するものに✓印を付してください。

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ~~——~~ ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者

（ふりがな）
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

受付番号	
受付年月日	
担当者	
備考	

(ふりがな)

氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

文京区議会個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示を受けた保有個人情報に係る決定通知の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

以下の1から5までの項目のうち、該当するものに✓印を付してください。

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

2 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ~~——~~ ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(表)

別記様式第22号(第32条関係)

年 月 日

殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒

TEL () _____

保有個人情報利用停止請求書

文京区議会個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 <u> </u>
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

以下の1から5までの項目のうち、該当するものに✓印を付してください。

1	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 —— ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)			

(裏)

(1) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____	
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

受付番号	
受付年月日	
担当者	
備考	